【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第六十三条　削除

（改正前）

第六十三条　大蔵大臣は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。

一　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により証券業者の登録を取り消した場合

二　前条の規定による届出があつた場合

三　大蔵大臣が前条各号に掲げる場合に該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その事実を確認した場合

②　前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において大蔵大臣が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するまでは、これをしないことができる。

一　前項第二号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日

二　前項第三号に掲げる場合においては、大蔵大臣が当該事実を確認した日

③　第三十六条の規定は、第一項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第六十三条　大蔵大臣は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。

一　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により証券業者の登録を取り消した場合

二　前条の規定による届出があつた場合

三　大蔵大臣が前条各号に掲げる場合に該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その事実を確認した場合

②　前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において大蔵大臣が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するまでは、これをしないことができる。

一　前項第二号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日

二　前項第三号に掲げる場合においては、大蔵大臣が当該事実を確認した日

③　第三十六条の規定は、第一項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

（改正前）

第六十三条　証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。

一　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により証券業者の登録を取り消した場合

二　前条の規定による届出があつた場合

三　証券取引委員会が前条各号に掲げる場合に該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事実を確認した場合

②　前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において証券取引委員会が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するまでは、これをしないことができる。

一　前項第二号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日

二　前項第三号に掲げる場合においては、証券取引委員会が当該事実を確認した日

③　第三十六条の規定は、第一項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第六十三条　証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。

一　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により証券業者の登録を取り消した場合

二　前条の規定による届出があつた場合

三　証券取引委員会が前条各号に掲げる場合に該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事実を確認した場合

②　前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において証券取引委員会が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するまでは、これをしないことができる。

一　前項第二号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日

二　前項第三号に掲げる場合においては、証券取引委員会が当該事実を確認した日

③　第三十六条の規定は、第一項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

（改正前）

第六十三条　証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。

一　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条又は第五十九条の規定により証券業者の登録を取り消した場合

二　前条の規定による届出があつた場合

三　証券取引委員会が前条各号に掲げる場合に該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事実を確認した場合

（②　新設）

②　第三十六条の規定は、前項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

【昭和24年5月31日 法律第145号】

【昭和24年5月31日 法律第137号】

【昭和24年5月31日 法律第133号】

【昭和23年7月6日 法律第103号】

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六十三条　証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者に関する登録を抹消する。

一　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条又は第五十九条の規定により証券業者の登録を取り消した場合

二　前条の規定による届出があつた場合

三　証券取引委員会が前条各号に掲げる場合に該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事実を確認した場合

②　第三十六条の規定は、前項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。